取得することができない者

(1)　地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

(2)　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役員若しくは構成員

(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による更生手続開始の申立てがされている者

(4)　市区町村民税の滞納がある者

(5)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定された公有財産に関する事務に従事する町職員

(6)　地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった日から3年以内の者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(7)　次の各号のいずれかに該当する者

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に該当する者

イ　暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ　役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ　役員等が暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している者

オ　役員等がその属する法人等又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

カ　役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

キ　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

ク　役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、これを利用している者